

メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作事件（侵害訴訟事件）	
事件の表示	平成23年（ワ）第27941号 判決日：平成24年8月31日 担当部：東京地方裁判所民事 第40部
判決	被告方法は、本件請求項11、12の発明の技術的範囲に入らず、被告製品は、本件請求項14の発明の技術的範囲に入らない。このため、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却する。
参照条文	特許法第70条第2項
キーワード	技術的範囲 間接侵害

〔事実関係〕

1. 事案の概要

原告（アップルインコーポレイテッド）は、自己の「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」に係る特許第4204977号（本件特許）を有する。そして、原告は、被告各製品の輸入、販売行為が、本件特許の関節侵害に当たると主張して、被告ら（日本サムスン株式会社、サムスン電子ジャパン）に対して、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた。

2. 本件特許発明の説明

本件特許発明は、全て方法の発明である。従って、直接侵害ではなく間接侵害で争われている。

（発明1）

【請求項11】

- A1 メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、
- B1 前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、
- C1 前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、
- D1 前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、
- E1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴を備えており、
- F1 該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、

G 1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。

(発明 2)

【請求項 1 3】

A 2 メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、

B 2 前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、

C 2 前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、

D 2 前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、

E 2 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なメディアコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの少なくともタイトル名およびアーティスト名を含む属性および品質上の特徴を備えており、

G 2 当該プレーヤーメディア情報と当該ホストメディア情報とを比較し、両者の一致または不一致を示す比較情報に基づいて、前記メディアプレーヤーと前記ホストコンピュータとの間でメディアコンテンツのシンクロを行ない、

H 2 更に当該シンクロの処理は、前記比較情報が両メディア情報の不一致を示しているとき、前記プレーヤーメディア情報には含まれ前記ホストメディア情報には含まれない前記メディアアイテムを、前記メディアプレーヤーから削除されるべきメディアアイテムとして特定すること、および前記特定されたメディアアイテムを前記メディアプレーヤーから削除することを含む方法。

(発明 3)

【請求項 1 4】

F 2 請求項 1 3に記載の方法であって、前記品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つを含む方法。

4. 被告各製品及び被告行為の説明

(1) 被告サムソン電子ジャパンが以下の目録の製品を輸入販売している。

(被告製品目録)

1 GALAXY S SC-02B

2 GALAXY Tab SC-01C

3 GALAXY S II SC-02C

- 4 GALAXY Tab 10.1 LTE SC-01D
- 5 GALAXY S II LTE SC-03D
- 6 GALAXY Tab 7.0 Plus SC-02D
- 7 GALAXY S II WiMAX ISW11SC
- 8 GALAXY Note SC-05D

(2) 被告各製品は、「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で、保存してある楽曲ファイルの同期動作（以下「シンクロ」という。）を行う（以下、被告各製品及びパーソナルコンピュータがこのシンクロを行う方法を「被告方法」という。）。

(3) 被告方法は、本件発明の構成要件のうち、構成要件A 1ないしD 1及び構成要件A 2ないしD 2を充足する。

5. 争点

(1) 被告方法が本件特許発明の技術的範囲に属するか

- ア. 構成要件E 1及びE 2の充足性
- イ. 構成要件F 1の充足性
- ウ. 構成要件G 1及びG 2の充足性
- エ. 構成要件H 2の充足性
- オ. 構成要件F 2の充足性

(2) 被告の行為が間接侵害に該当するか

(3) 被告日本サムスンが被告各製品を輸入、販売しているか

(4) 原告の損害額

※なお、実際に本裁判で判断されたのは、上記（1）ウエオのみ

6. 当裁判所の判断

(1) 争点ウ：構成要件G 1及びG 2の充足性について

①被告方法について

原告は、被告各製品及びパーソナルコンピュータが、本件発明の「メディア情報」の一種である「品質上の特徴」に含まれる「総時間」を比較して、メディアアイテムのシンクロ処理をしていると主張する。

しかし、証拠によれば、被告各製品は、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定している。すなわち、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われない。

②本件発明のメディア情報の意義

本件発明における「メディア」ないし「メディアアイテム」とは、音楽、ビデオ、画像などのメディアプレーヤーで再生可能なコンテンツを意味する。

従って、「メディア情報」とは、そのようなメディアないしメディアアイテムの属性又は特徴をいう。

上記から、本件発明における「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。

(理由)

・本発明の課題は、従来、携帯デバイス間のシンクロにおいて、「ファイルネームおよび変更日を利用して、ファイルがデバイス間でコピーされるべきかを判断する傾向」(段落【0002】)があったが、そのような「ファイルネームおよび更新日」は、シンクロが必要か否かを判定する上で、信頼できる指標にならない傾向」があり、シンクロが「遅く非効率」で「ユーザが不満足する経験を生みがちであった(段落【0022】)。このような課題を克服するため、本件発明は、ホストコンピュータおよび/またはメディアプレーヤー上のメディアコンテンツをシンクロまたは管理するための改良されたアプローチのための改良された技術」(段落【0005】)として、メディアコンテンツのシンクロ処理において、ファイル名や更新日ではなく、「メディア情報」を比較するものである。

・本件特許の特許請求の範囲における文言上、「ファイル情報」と規定することなくあえて「メディア情報」と規定している。本件明細書等においても、「メディアアイテムが有するファイル情報」などとの用語ではなく、あえて「メディア情報」の用語が用いられている。しかも、その用語は、「メディア情報は、メディアアイテムの特徴または属性に関する」(段落【0040】)などと、メディアアイテムに関連付けて表現されている。

③「ファイルサイズ」の「メディア情報」該当性について

「ファイルサイズ」は、本件発明における「メディア情報」に該当しないと認めるのが相当である。

(理由)

(a) 原告は、本件発明の「メディア情報」には、「ファイルサイズ」が含まれると主張した。

しかし、本件特許発明における「メディア情報」は、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに特有の情報を意味すると解すべき。証拠(略)によれば、楽曲ファイル、ワードファイル及びエクセルファイルにおいて、「ファイルサイズ」は、ファイル名や更新日時といった項目と同列に扱われている。また、楽曲ファイルにおいては、「ファイルサイズ」はアーティスト、アルバムのタイトル、トラック番号、ジャンル、タイトル、長さ、ビットレ

ト、オーディオサンプルレートといった楽曲に特有の情報項目とは区別された項目として分類されていることが認められるから、「ファイルサイズ」は、ファイル名やファイル更新日と同様に、ワードファイルやエクセルファイルなどの通常のファイルに一般的に備わるものであって、音楽ファイル等のメディアアイテムに特有の情報とはいえないというべきである。

(b) また、原告は、音楽ファイルのファイルサイズは、メディア情報に含まれる総時間とビットレートの積にほぼ等しく、総時間及びビットレートに密接に関係していることから、ファイルサイズも「メディア情報」に該当すると主張しているが、妥当ではない。ファイルサイズは総時間及びビットレートから一義的に決まるのではなく、当該ファイルが保有する種々のファイル情報のデータ量によって変動し、また、ファイルフォーマット形式によっても異なるからである。

④比較されるべきメディア情報の意義

構成要件G 1 及びG 2 における「メディア情報」の比較においては、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることが当然の前提とされていると解するのが相当というべきである。

(理由)

原告は、請求項1 1、1 3 及び1 4 においては、単に「メディア情報」が比較対象となることが規定されているのであって、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てを比較対象とすることを求めているものではなく、そもそもいかなる具体的な属性の比較をも求めているものではない。このため、「ファイルサイズ」の比較は、この「メディア情報」の比較に相当すると主張する。また、明細書等の段落0 0 2 0 及び0 0 2 1 には、シンクロを行うべきか否かを判断するためにメディアファイルについて記憶された全ての情報が比較される必要がないことが明記されていると主張する。

しかしながら、クレームのE 1、E 2 の文言から「メディア情報」には、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴が含まれることが明らかであり、構成要件G 1 及びG 2 は、それぞれ「前記」又は「当該」の用語を用いて構成E 1、E 2 の「メディア情報」を引用していることから、構成要件G 1 及びG 2 の「メディア情報」は、E 1 及びE 2 の「メディア情報」と同様に、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を含むものと解するのが相当である。

広辞苑（新村出編、株式会社岩波書店2 0 0 8 年1 月1 1 日発行、第6 版第1 刷）によれば、「一致」とは、「①二つ以上のものが、くいちがいなく一つになること。合一。」のことであり、その意義は明確であるところ、プレーヤーメディア情報とホストメディア情報が「一致」というためには、それぞれに含まれる情報の全てを比較し、それらに食い違いがないことが確認されなければならないことは明らかであるから、比較される二つの「メディア情報」について、情報の一部を比較した段階で、両者が不一致と判定されるこ

とはあり得るものの、最終的に「一致」の判定をするためには、二つの「メディア情報」に含まれる情報の全てを比較しなければ、その結論を得ることはできないはずである。

⑤構成要件の充足性について

上記③のとおり、本件発明における「メディア情報」は、メディアアイテムに特有の情報という意味で解され、通常のファイルに一般的に備わっている情報項目であるファイルサイズは、この「メディア情報」には該当しない。

従って、ファイルサイズを用いたシンクロ方法（被告方法）は、「メディア情報」を比較するものとはいえ、構成要件G 1及びG 2を充足するものと認めることはできない。

また、上記④のとおり、構成要件G 1及びG 2においては、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を備える「メディア情報」の比較において、それらの全てを比較することが求められているものと解される。これに対し、被告方法では、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われなことが認められる。そうすると、この点においても、被告方法は、構成要件G 1及びG 2を充足しない

（2）争点（1）エ：構成要件H 2の充足性

音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロは行われず、音楽ファイルが被告各製品から削除されることはない。

そうすると、被告方法は、構成要件H 2を充足せず、この点においても、本件発明2の技術的範囲に属するとは認められない。

（3）争点（1）オ：構成要件F 2の充足性

被告方法は、本件発明2（請求項1 3）の構成要件G 2及びH 2を充足せず、しかも、本件発明3（請求項1 4）は本件発明2（請求項1 3）の従属項であるから、結局、被告方法は、構成要件F 2を充足しない。

したがって、被告方法は、本件発明3の技術的範囲に属するとは認められない。

7. 考察

本件発明は、従来、「ファイル名や更新日時」という情報を使用して、ホストコンピュータのコンテンツと、メディアプレーヤのコンテンツの一致・不一致を判断していたが、このような情報は指標として信頼性が低いため、より信頼性の高い情報として、「メディア情報」を用いて、両コンテンツの一致・不一致を判断することとしている。

本判例では、①特許請求の範囲に記載されたメディア情報の意義と、②特許請求の範囲に記載された全てのメディア情報がコンテンツの一致・不一致を判断するために用いられ

るかが主な争点となった。

具体的には、被告方法では、ファイルサイズ及びファイル名を用いて両コンテンツの一致・不一致を判断している。ファイルサイズは、メディアアイテムに特有な情報ではなく、ファイルの一般的な情報であるため、このようなファイルサイズが、本願発明のメディア情報に該当するか否かが争われた。

また、メディア情報とは、少なくとも、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴（総時間）を備えることが請求項 1 1、1 3 には記載されているが、これらの少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を全て用いて、両コンテンツの一致・不一致が判断されると解釈されるべきかが争われた。

上述したように、本願発明は、指標としての信頼性の低い従来の情報（ファイル名や更新日時）を用いるのに代えて、より信頼性の高い「メディア情報」を用いるものであるが、明細書中には、メディア情報が、なぜ信頼性が高いのか等の説明が明確に記載されていない。また、例示的に列挙されているメディア情報がメディアアイテムに特有の情報ばかりである。このため、権利範囲を明確にするためには、メディア情報の意義は、例示的に列挙されているメディア情報に共通する特徴を備えたものに限るべきであると考えられる。

本判例では、メディア情報の意義が、メディアアイテムに特有な情報に限定されており、適切な判断がなされていると考える。

なお、本願発明は、方法発明のみである。従って、間接侵害が主張されているが、被告は、一太郎事件（平成 1 7 年（ネ）第 1 0 0 4 0 号）の判決（プログラムをパソコンにインストールすることは、「情報処理装置の生産」には該当するが、方法の発明の使用には該当せず、間接侵害が不成立）を用いて、間接侵害が成立しないと主張している。このような主張を許さないように、方法クレームのみをクレームすべきではない（必ずプログラムクレームを入れておく）ことは言うまでもないであろう。なお、本件特許の優先日は、平成 1 3 年 1 0 月 2 2 日であり、一太郎時間の判決日より前である。

以上

（資料）

ビットレート：音楽や動画データを圧縮するとき 1 秒あたりどのくらいのデータ量にするかといった表現。一般に、ビットレートを大きくすると画質・音質は向上するがファイルサイズが大きくなり、ビットレートを小さくするとファイルサイズは小さくなるが画質・音質が落ちる。